

横浜市戸塚地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者事業計画書			
申込年月日 平成27年8月5日			
団体名	公益社団法人とつか区民活動支援協会		
代表者名	原 一男	設立年月日	平成7年3月20日 (平成24年4月1日公益法人に移行)
団体所在地	〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町449番地-2		
電話番号	045-865-3946	FAX番号	045-865-3949
沿革	<p>(1) 平成7年3月20日、戸塚区内の地区センター、ログハウス及び学校併設型コミュニティハウスの管理運営主体である各施設の運営委員会を一元化し、前身である戸塚区区民利用施設協会が任意団体として設立されました。</p> <p>(2) 平成22年6月8日、新たな公益法人改革のもと、平成23年度以降に戸塚区区民利用施設協会の業務を継承する団体として、一般社団法人とつか区民活動支援協会を設立しました。</p> <p>(3) 平成23年4月1日、一般社団法人とつか区民活動支援協会が戸塚区区民利用施設協会の業務を引き継ぎました。その後、戸塚区区民利用施設協会は解散しました。</p> <p>(4) 平成24年4月1日、当協会が公益目的事業の実施を主たる目的とし、公益の増進に寄与することを明確にするために、公益認定を受け、公益社団法人とつか区民活動支援協会となり、現在に至ります。</p> <p>(5) 現在、地区センター4館及びログハウス1館の指定管理、加えて、学校併設型コミュニティハウス7館の管理運営を受託するとともに、広く区民を対象にした公益事業を展開しています。</p>		
業務内容	<p>(1) 市民利用施設の管理運営</p> <p>地区センター、ログハウス及び学校併設型コミュニティハウスを地域の方々に安心・快適かつ気軽にご利用いただけるように管理運営しています。また、地区センター等は、災害時には帰宅困難者等の一時滞在施設や市災害対策本部の活動拠点等としての役割を担います。</p> <p>(2) 地域交流事業等の実施</p> <p>地域の方々の相互交流を深め、活力とふれあいのある地域社会を実現するためには、地域との連携を図りながら様々な交流事業等を企画、実施します。</p> <p>(3) 生涯学習及び地域活動の支援</p> <p>生涯にわたり豊かな人生を送るために、学習の機会や場、情報を提供します。併せて、地域の方々が自主的に取り組む活動を支援します。</p>		
担当者 連絡先	氏名	所 属 (公社)とつか区民活動支援協会事務局	
	電話	045-862-0900	FAX 045-865-3949
	E-mail		

(1) 応募団体に関すること

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における本指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 経営方針、業務概要、主要業務、特色等

(ア) 経営方針

① 法人の目的

当協会の目的について定款に下記の通り定めています。

この法人は、市民利用施設等の運営に関する業務及び地域住民の自主的サークル活動や地域活動への支援等を行うことにより、市民の相互交流を深め、ふれあいのある地域社会の実現に寄与することを目的とする。(定款第3条)

② 基本方針

上記の目的を達成するために以下の4つの基本方針に基づき業務を執行します。

- 〈1〉 地域の交流の場として、安心・安全・快適で気軽に利用可能な施設の管理運営
- 〈2〉 地域のニーズに応え、時代に即した事業の展開
- 〈3〉 公益社団法人として公益性・健全性・透明性・効率性の追求
- 〈4〉 以上による、地域の一員としての地域社会への貢献

(イ) 業務概要・主要業務

① 市民利用施設の管理運営

戸塚区内の地区センター4館とこどもログハウス1館の指定管理及び学校併設型コミュニティハウス7館の管理運営を受託しています。(詳細は次ページ ウ参照)

② 地域交流事業等の実施

各施設で地域の方々との交流を目的とした「まつり」や季節のイベントなどを開催します。また協会全体としても区民の皆様を対象に参加型コンサートなどの公益事業を実施します。併せて、子育て支援や青少年の居場所づくり、学習支援など今日的な課題にも対応します。なお、実施にあたっては、地域の様々な活動団体等との連携・共創を基本とします。

③ 生涯学習や地域活動の支援

各施設で様々な生涯学習関連や健康づくり等の講座を開催するとともに、講座終了後の自主的なサークルの立上げの支援を行います。また、サークルや各種講座指導者の最新情報のきめ細かな提供や展示スペースや備品の貸出し、印刷サービスなど区民活動の支援を行います。また、地域活動の担い手の養成にも取り組みます。これらの取組についても地域の方々との連携・共創で実施することを基本とします。

(ウ) 特色等

①	平成 7 年設立の戸塚区区民利用施設協会以来、20 年の長きに亘り、市民利用施設を管理運営してきたノウハウと実績に基づく、総合的即戦力を有しています。
②	神奈川県から認定を受けた公益社団法人であり、監督官庁である県の厳しい管理・指導の下、公益性の追求と確かな法人運営が担保されています。
③	複数館を一括管理することにより、スケールメリットによる効率的な運営、広域的な交流及び事業の展開、サービス水準の平準化、施設間での利用の融通、広範囲な情報収集・提供が可能です。
④	事務局が法人運営の他、各施設運営を統括し、総務、人事、労務、経理、契約を実施することにより効率的で効果的な事務執行が可能です。
⑤	戸塚区にある、戸塚区民のための、戸塚区民による、地域の非営利活動団体です。

イ 応募団体の業務における戸塚地区センター及び戸塚公会堂指定管理業務の位置づけ

前身の区民利用施設協会以来、地区センターの管理運営を当協会の根幹的な主要事業と位置付け、その中で地域活動の支援や地域の方々の相互交流を推進し、活力とふれあいのある地域社会の実現を目指しています。

また、公会堂は地域の方々の集会や行事・文化芸術活動の地域における拠点であることから、その管理運営についても地区センターと同様に当協会の中心的な事業と位置付けています。

両施設を緊密に連携させることにより、地域活動・文化活動が盛んな戸塚区の特性をさらに伸ばし地域社会の一層の活性化を図ります。

ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

現在、管理運営している施設総数は 12 館です。内訳は指定管理施設 5 館、管理運営受託施設 7 館で下表のとおりです。

※必要に応じ行を追加してください。

現在管理運営している主な施設名	所在都道府県市区名	業務開始年月	業務区分
横浜市東戸塚地区センター	神奈川県横浜市戸塚区	平成 7 年 4 月	指定管理
横浜市戸塚地区センター	神奈川県横浜市戸塚区	平成 9 年 4 月	指定管理
横浜市舞岡地区センター	神奈川県横浜市戸塚区	平成 10 年 5 月	指定管理
横浜市大正地区センター	神奈川県横浜市戸塚区	平成 7 年 4 月*1	指定管理
横浜市踊場公園こどもログハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成 7 年 6 月	指定管理
深谷小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成 7 年 4 月	管理運営受託
東汲沢小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成 7 年 4 月	管理運営受託
平戸台小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成 7 年 4 月	管理運営受託
名瀬中学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成 7 年 7 月	管理運営受託
秋葉中学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成 9 年 4 月	管理運営受託
柏尾小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成 11 年 4 月	管理運営受託
下郷小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成 13 年 4 月	管理運営受託

*1 平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月は管理実績なし

(2) 横浜市戸塚地区センター及び横浜市戸塚公会堂管理運営業務の基本方針について

- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
- イ 地域特性、地域ニーズ
- ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置づけ

(ア) 設置目的

- ①地区センターは地域の住民が自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、講演会、研修会、サークル活動などを通じて相互交流を深めることにより、地域コミュニティの醸成や地域の連帯意識の形成を図ることを目的として昭和48年から設置が進められました。
- ②一方、少子高齢化や核家族化、共働きの増加等といった社会状況の変化の中で生じる様々な今日的な課題の解決に向けて行政や地域団体等とともに取り組み、地域の方々が交流し自主的に活動することができる環境を整えることも重要な目的であると認識しています。
- ③また、公会堂は市民の集会その他の各種行事の用に供することを目的としており、このことにより地域住民が地域活動や文化芸術活動を活発に行うとともに相互交流を深め、地域社会の活性化に寄与するものと考えています。

(イ) 区政運営上の位置づけ

戸塚区は「ここ豊かに つながる笑顔 元気なとつか」を区政運営方針の基本目標に掲げ、「地域の絆づくり」「安全を実感できるまちづくり」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「活気に満ちた魅力あふれるまちづくり」を目標達成に向けた施策として推進しています。

戸塚地区センターと戸塚公会堂は、区民の生涯学習や地域活動・文化芸術活動の支援、様々な交流事業等を通して、これら区の施策を推進し具現化する場と位置づけています。なお、2施設を一体的に管理運営することにより、より効率的・効果的に推進できるものと考えます。

(ウ) 管理運営の基本的考え方

区政運営方針の基本目標達成のために、「誰もが気軽に集える地域の居場所」を目指し、

- ① 乳幼児から高齢者まで誰もが安心して、快適かつ気軽に交流できる場を提供します。
- ② ニーズや時代に即した地域交流事業や生涯学習・地域活動・文化芸術活動等の支援を展開します。
- ③ 地域の住民や様々なリソースとの連携・共創により事業を推進します。
- ④ なお、P D C Aサイクルにより業務の見直し、改善に努めます。

(エ) 中間支援の考え方

- ① 地域コミュニティの醸成や地域連携の促進のためには、地域住民の自主的活動への支援や自主的活動を行うための環境整備等、いわゆる中間支援による活動の活性化が重要です。
- ② そのような中間支援の考え方を、「業務概要・主要業務」「管理運営の基本的考え方」「設置理念を実現する運営内容」等に反映しています。
- ③ 中間支援の具体的な内容の例示については、主に「自主事業計画」の中に示しています。
- ④ また、中間支援組織である「とつか区民活動センター」を中心に、地区センター・公会堂が

地域ケアプラザ、コミュニティハウス等とともに協議会を設置し、地域の課題・情報の共有化を促進することにより地域活動団体を支援します。

イ 地域特性、地域ニーズ

- (ア) 戸塚地区センター及び戸塚公会堂は戸塚区の中心部に位置しています。徒歩5分には区内の交通の中心であり1日約27万人の乗降客がある戸塚駅（JR・市営地下鉄）やバスターミナルがあって交通至便であり、周辺には商業、業務、公共施設が集中しています。
- (イ) 戸塚地区センターは戸塚町、矢部町、吉田町、上倉田町、下倉田町を主なエリアとしていますが、この地域は現在も住宅開発やマンションの建設により新しい住民も増えており、子育て、働き盛り、高齢者世代と多様性に富んだ住民が暮らす地域となっています。
- (ウ) エリア内には、隣接の戸塚小学校を初め小学校7校、中学校1校、男女共同参画センター、スポーツセンター、ケアプラザ、病院、NPO法人活動ホームしもごう等が存在しています。
- (エ) 利用エリアの65歳以上の高齢者の割合は18%で区全体の21%より低いですが、平成26年度利用実績では44%と人口割合に比して多くなっています。また中学生以下の人口割合は15%で区全体と同様で、利用実績でも中学生以下は約15%と人口割合と同様です。
- (オ) 以上の地域の特性を踏まえ、高齢者の健康づくりや生きがいづくり等の事業に加え、子育て支援や放課後の居場所づくり、世代間交流等多様性に富んだ住民を対象とした事業を展開します。また、地域住民が自主的に活動し交流できるよう周辺の各種施設等と連携して多彩な事業を実施するとともに、交通利便性を生かし、より広い地域を対象とした事業を行います。
- (カ) 公会堂については各種団体から「日頃の研鑽の発表の場などとして利用ていきたい」とのご意見を頂いていますので、地域住民が使いやすく活発な活動ができる環境を整えます。

ウ 公の施設としての管理

公の施設は不特定多数の住民の利用に供し、住民の福祉を直接的に増進することを目的に地方公共団体が設置した公共施設です。そのため、次の事項に十分に配慮して管理運営します。

(ア) 平等・公平・公正	特定の団体や個人に有利あるいは不利とならないように、利用許可やサービスの提供等は平等・公平・公正に取り扱います。
(イ) 安全・安心・快適	常に安全・安心・快適な施設環境を維持します。
(ウ) 公益性・健全性・透明性	地方公共団体の施設として事業及び運営の公益性・健全性・透明性を確保します。
(エ) 個人情報・人権	個人情報の保護や人権の尊重に万全を期します。
(オ) ニーズの把握及び利用者満足度の向上	地域や利用者のニーズ、社会的要請等を的確に把握し運営に反映します。また、事業内容やサービスの充実に努め、利用者満足度を向上させます。
(カ) 災害時対応	災害時は、区と連携のもと、帰宅困難者の一時滞在施設や災害対策本部支援施設等としての役割を担います。
(キ) 横浜市の施策への協力	情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注などの重要施策や中期4か年計画の実現に向けて可能な限り協力します。

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

(ア) 組織体制

地区センターと公会堂の兼務で館長(常勤)1名、副館長(常勤)3名の体制に加え、スタッフを地区センター12名、公会堂9名を非常勤で雇用します。ローテーションにより、原則として責任者(館長又は副館長)1名とスタッフ3名の最低4名が常時勤務します。

別途、公会堂の舞台技術に関する相談や講堂で催事対応のため、相談係である「ステージアドバイザー」を配置するほか、催事の規模等に応じて職員・スタッフを増員して対応します。

なお、現在分かれている受付窓口を一か所とし、効率的かつ利便性のある運営とします。

(イ) 人員体制及び勤務時間

開館時間帯 地区センター：9時～21時

日曜・祝日は9時～18時(条例規定より1時間延長)

公会堂 : 9時～22時

館長・副館長	早番	8:30～16:30	
	遅番	14:15～22:15	
地区センタースタッフ	午前	8:45～13:00	
	午後	13:00～17:00	日曜・祝日は18:00まで
	夜間	17:00～21:00	
公会堂スタッフ	午前	8:45～13:00	
	午後	13:00～17:00	
	夜間	17:00～22:00	

(ウ) 休館日

年末年始(地区センター：12月28日～1月4日、公会堂：12月29日～1月3日)と月1回の設備点検日は休館日とします。

(エ) 人員配置等の特徴

- ① 館長・副館長は開館時間の30分前、スタッフは15分前から始業し、開館に向けて準備を整えます。
- ② 館長・副館長は公会堂の22時閉館後、終業業務を行うため22時15分までの勤務とします。
- ③ 館長・副館長は週平均35時間勤務の1箇月単位の変形労働時間制を採用することにより、柔軟なシフト勤務が可能となり、時間外労働の削減が可能です。
- ④ 責任ある体制を確保するために、原則として常時、責任者である館長あるいは副館長を配置します。

- ⑤ スタッフ数が地区センター12名、公会堂9名在籍しているため、繁忙時には柔軟なシフト変更で臨機応変な対応が可能です。受付窓口を一か所とし相互に応援できる体制とします。
- ⑥ スタッフの勤務時間を原則1日4時間(公会堂の夜間は5時間)とし、採用時に午前、午後、夜間で選択が可能なため、応募がしやすく、結果として適任者の採用が可能となり、安定した運営が確保できます。
- ⑦ 地元の方を優先的に採用することで、地区センター・公会堂の運営に地域住民の参加を図ります。
- ⑧ 公会堂に舞台技術に関する相談係「ステージアドバイザー」を週3日配置し、講堂の利用者からの疑問・質問に答える体制を整えます。また催事の際には必要な協力等を行います。

(才) 職種別雇用(契約)形態・職務内容等

職種	雇用(契約)形態	業務内容	採用の条件
館長 1名	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤 ・週3.5時間勤務 ・1箇月単位の変形労働時間制 ・月給制 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理運営の統括 ・運営委員会(地区センター委員会) ・利用者会議 ・公印・文書に関する事務 ・区等との連絡調整 ・職員・スタッフの労務管理 ・研修の実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区センター・公会堂の設置目的の実現や地域コミュニティづくり、生涯学習等に責任を持って取り組む意欲と能力とリーダーシップがあること
副館長 3名	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤 ・週3.5時間勤務 ・1箇月単位の変形労働時間制 ・月給制 	<ul style="list-style-type: none"> ・館長の補佐 ・経理、庶務、施設管理 ・事業の企画・運営 ・サークル活動の支援 ・文化芸術活動の支援 ・統計及び一般事務 ・受付業務の補助 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・館長を補佐する事務処理能力と折衝力、スタッフへの指導力があり、生涯学習・文化芸術活動や地域交流等に知識、関心を持ち、柔軟な思考力で意欲的に取り組めること
スタッフ 地区センター12名 公会堂9名	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤 ・週3~4日勤務 ・1日3~5時間 ・時給制 	<ul style="list-style-type: none"> ・受付、案内、貸出し ・施設見学対応 ・開館準備、利用当日準備 ・点検・見回り業務 ・利用集計事務 ・備品や館内外美化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・おもてなしの心をもって応対でき、協調性と責任感があり、明るく前向きであること ・基本的に地元に居住し、徒歩または自転車で通勤可能のこと
ステージ アドバイザー 6名	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約 ・週3日(10時~18時)及び催事の開催時に勤務 	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台照明、舞台音響の機材の活用及び催事開催のアドバイス ・催事実施の際の協力 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも舞台監督、照明、音響、演出の経験を積んだベテランであること ・演劇、ダンス、ミュージカル、コンサート等の実績が豊富なこと

(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制と研修計画

（ア）個人情報保護の体制

利用者はもちろんのこと、地域の方や館長、スタッフ等の個人情報を取り扱うにあたっては、法令を遵守し、常にプライバシーの重要性を念頭に置き、個人情報の保護（個人情報に関する書類等の適切な管理、OA機器のセキュリティ等）に万全を期します。

- ① 市の委託事業等の受託者に適用される「個人情報取扱特記事項」に規定されたものその他、必要な事項を協会が「個人情報取扱及び保護に関する要領」に定めています。
 - ② 館長が個人情報取扱保護責任者となり個人情報の管理監督、研修を行います。
 - ③ 個人情報を記載していただく書類（利用許可申請書等）には、その理由及びそれ以外に使用しない旨を表記しています。
 - ④ 個人情報取扱業務一覧（兼個人情報保管一覧表）を備え、どのような個人情報が、どのように管理されているか等、常に把握できるようしています。
 - ⑤ 館長及びスタッフの採用時に、個人情報の取扱いや条例等について研修を行い、研修実施報告書及び個人情報を適切に扱う誓約書を市長に提出しています。
 - ⑥ 館長は個人情報取扱の自主点検表に基づき、定期的に点検を実施し、個人情報保護管理者である協会事務局長に報告しています。
 - ⑦ 万が一漏洩した時は、館長は事務局長と迅速かつ適切な対応をし、原因の究明と再発防止に努めます。

個人情報取扱業務一覧

個人情報の自主点検表

（イ）職員研修の考え方

地区センター・公会堂の設立の趣旨を十分理解するとともに、利用者や地域のニーズを的確に把握し、サービスや事業の内容を充実させて利用者の満足度の向上を図る必要があります。

また、人身事故や災害等の緊急時にも適切な対応ができるように、日頃から準備や訓練等が不可欠です。

そのため、研修計画に基づいて、積極的に職員・スタッフの資質やスキルの向上のための研修や講習会等を実施します。併せて、個人情報や人権の尊重、コンプライアンス、省エネ等についても意識の向上を図ります。

(ウ) 研修計画

時期	研修内容	研修講師等	対象者
3月	新規採用者実務	館長・事務局他	新採用職員・スタッフ
3・9月	防災訓練（年2回）	館長	職員・スタッフ
4月	個人情報保護	館長	職員・スタッフ
4～5月	防火・防災管理者講習	横浜市消防局	館長（未受講者）
4～5月	安全衛生推進者講習	労務安全衛生協会	副館長（館で1名配置）
6月	普通救命講習	戸塚消防署	協会内未受講者全員
9月	接遇・顧客満足等研修	外部研修機関	協会全職員・スタッフ
9月	水回り器具メンテナンスセミナー	横浜市水道局	希望者
9月	指定管理者事例発表会	横浜市	希望者
11・2月他	人権啓発研修	横浜市・区・館長	協会全職員・スタッフ
通年	OJT(個人情報、コンプライアンス、実務)	館長	スタッフ

(エ) 研修の具体的な内容

①新規採用者実務研修	採用前に、現場において3日間、スタッフの業務をその日一日の実務の流れに沿って具体的に研修を行います。また、併せて、個人情報保護についての研修も行います。
②防災訓練	マニュアルに基づく避難誘導や消火訓練等を年2回実施します。また、帰宅困難者の一時滞在施設等を想定し、区・戸塚駅・周辺事業者等と結成した戸塚駅周辺混乱防止対策協議会に積極的に協力し、避難誘導訓練や備蓄品の確認等を行います。
③個人情報保護研修	スタッフ全員を対象に個人情報取扱保護責任者である館長が実施します。関連法令や要領、具体的な取扱について研修します。
④防火・防災管理者講習	館長が防火・防災管理者の資格取得のため講習に参加します。
⑤安全衛生推進者講習	副館長が安全衛生推進者の資格取得のため講習に参加します。
⑥普通救命講習	心肺蘇生法やAED等救急救命措置を学ぶために戸塚消防署の協力を得て実施します。
⑦接遇・顧客満足等研修	研修専門の機関・企業により接遇やクレーム対応、顧客満足度向上の研修を実施します。
⑧水回り器具メンテナンス	水道局主催の指定管理者向けの水回りセミナーに参加します。
⑨指定管理者事例発表会	横浜市主催の指定管理者先進事例等の発表会に参加します。
⑩人権啓発研修	人権感覚を身に付け、人権に配慮した対応ができるように、横浜市や戸塚区が主催している人権啓発研修に参加します。加えて、各館独自に年1回実施します。
⑪ミーティング時・OJT	ミーティングや日常業務の中で、館長が中心となりスタッフのスキルアップを図るとともに個人情報保護、人権、コンプライアンス、省エネ、市内企業活性化等の理解を深めます。

(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

(ア) 防犯、防災その他の災害・事故予防の計画

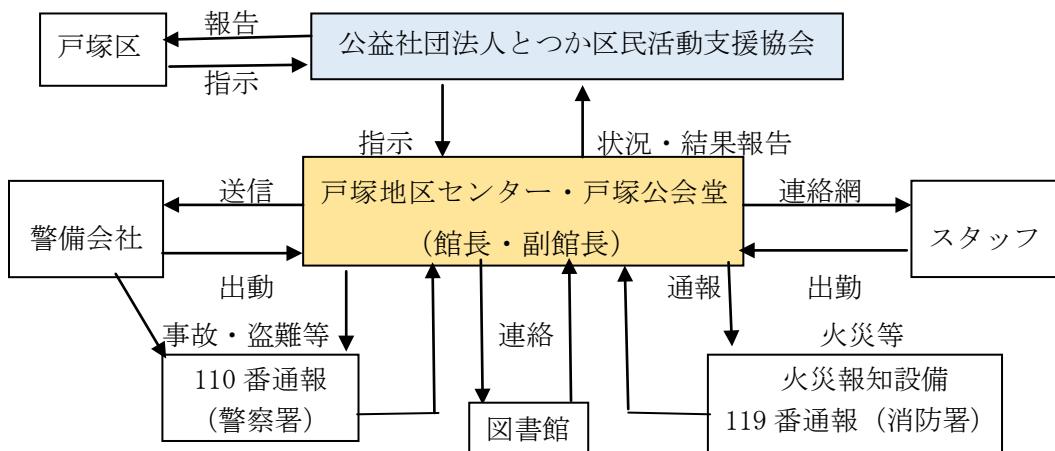
危機管理マニュアル及び災害時の施設利用に関する運営マニュアルに基づき緊急事態発生時に慌てず冷静に対応できるよう、訓練と研修を計画的に行います。訓練等の実施に当たっては地区センター・公会堂・図書館の戸塚センター全体で行います。具体的には以下の通りです。

- ① 消防計画、防災計画、危機管理等マニュアル、緊急連絡網を作成します。
- ② 防災訓練を年2回(春、秋)以上行うとともに救命講習を受講します。なお、防災訓練では大雨による柏尾川氾濫に備えて止水扉の確認訓練等も行います。
- ③ イベント開催中の緊急時に備え、公会堂での避難訓練コンサートの開催を企画します。
- ④ 水や食料等の応急備蓄物資やヘルメットやメガホン等の防災備品を適切に保管します。
- ⑤ 館内巡回を日々行うとともに、防犯・防火の注意事項を掲示し利用者に呼びかけます。
- ⑥ 専門業者の消防設備点検に加え、職員による日常点検を実施し設備の状況を把握します。
- ⑦ 防犯カメラの設置、非常通報装置の導入に加え閉館時は機械警備で厳重に管理します。

(イ) 緊急時の体制及び具体的な対応計画

① 緊急時の体制

緊急時に迅速・的確な対応ができるように、職員・スタッフ、関連機関や業者等との緊急連絡網を構築します。また、震度5強以上の地震の場合には、職員は地区センター・公会堂に参集し、利用者の安全確認や施設の状況把握、必要に応じて帰宅困難者等の一時滞在施設や災害対策本部支援施設等の開設に協力します。



② 緊急時対応計画

- ・危機管理マニュアル・災害時の施設利用に関する運営マニュアルに基づき行動します。
- ・特に利用者の避難誘導・安全確保・応急手当、施設の被害状況の把握・応急処置等に万全を期します。
- ・緊急連絡網に従い、迅速で確実な情報の提供・収集に努めます。
- ・区及び地域との連携により一時滞在施設、災害対策本部支援施設等として運営します。
- ・気象警報等災害関連情報を把握し、利用者の安全確保や的確な情報提供に努めます。
- ・自動販売機を緊急時対応ベンダーに変更します。

③緊急時の具体的対応

〈1〉大地震発生時

- ・利用者に身の安全確保のために転倒や落下の可能性のある物から離れ机の下等に隠れるよう館内放送で案内します。スタッフにも身の安全確保を指示します。
- ・揺れが収まった時点で館内を巡回し、負傷者や被害状況を確認します。
- ・テレビ、ラジオや市・区の防災メール等から情報を収集し、利用者に提供します。状況によって館外に避難誘導し、震災時避難場所である戸塚小学校に案内します。
- ・帰宅困難者の一時滞在施設、災害対策本部支援施設等として開設が可能か点検し、協力の可否を区に連絡するとともに必要な準備を進めます。

〈2〉怪我発生時

- ・意識のない場合は、その場から動かさず救急車の出動を要請するとともに、心肺停止が認められる場合はAEDにより処置を行います。
- ・救急車到着の間、救急出動要請時の指示に従って対応を行うとともに、連絡先等の情報を収集し、家族等に連絡します。救急車到着後、家族等が到着できない場合には職員、スタッフが病院に同行し付き添います。
- ・区及び事務局に一報を入れて事故報告書を作成し事務局経由で区に提出します。
- ・けがの状態や経過状況を家族等に確認し、第2報の事故報告書により報告します。

〈3〉火災発生時

- ・自衛消防組織の消火班が消火活動を行うとともに、他の職員スタッフが119番通報します。
- ・消火困難な場合は直ちに館内放送等により避難を呼びかけ、避難誘導班が安全な施設外へ誘導します。
- ・消火班は逃げ遅れた人がいないか確認しながら避難を呼びかけます。
- ・区及び事務局へ状況を報告します。

〈4〉大雨・台風時

- ・台風等の大雨で柏尾川が氾濫した場合には地下駐車場等が冠水する危険があるので、テレビ、ラジオや市・区の防災メール等から情報を収集し、利用者に提供します。
- ・一定水位を超えた場合は利用者の帰宅を促した上で、止水扉などの止水設備を設置します。

〈5〉不審者侵入時

- ・不審者に注意を払いながら非常通報装置で警備会社に連絡を入れるとともに、退去勧告を聞き入れない場合や凶器を発見した時点で警察に通報します。
- ・警報機音で威嚇しながら、職員、スタッフは利用者を施設外に避難誘導します。
- ・事態収束後、区、事務局へ報告します。

④保険による対応

施設賠償責任保険及びレジャー・サービス施設費用保険に加入しており、状況により見舞金、治療費、入院費等が支払われます。イベント開催の際は、必要に応じ傷害保険に加入します。

(4) 施設の運営計画

- ア 設置理念を実現する運営内容
イ 利用促進策

ア 設置理念を実現する運営内容

□横浜市地区センター条例第1条：地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、横浜市に地区センターを置く。

□横浜市公会堂条例第1条：市民の集会その他各種行事の用に供する目的をもって公会堂を次のように設置する。 横浜市戸塚公会堂 横浜市戸塚区 以下省略

設置理念

□地域住民の自主的な活動による相互交流をきっかけに地域コミュニティの醸成や地域連帯意識の形成を図ることが地区センターの目的であり、設置理念と認識しています。

□公会堂も同様に地域住民の集会や行事、文化芸術活動等を通じて地域コミュニティの醸成や地域連帯意識の形成を図るものと認識しています。なお、地域に根差した個性ある文化の創造に寄与する目的の戸塚区民文化センター「さくらプラザ」に対して、公会堂は一定の質を維持しつつ、より気軽に利用できる施設と考えています。

□そして、この両施設を一体的に運営し緊密に連携させることによって、より効率的・効果的にその目的を達成します。

役割：両施設の設置理念を実現するために、地域住民が気軽に集うことができる場を提供し、地域住民の自主的活動を支援し、また、地域の課題の解決を図り地域住民が自主的活動を行うことができる環境を整えることが重要な役割と考えています。

運営内容の基本的な考え方

□地区センター

- (ア) 乳幼児から高齢者まで、幅広い層の地域住民が誰でも気軽に利用できる施設の運営
(イ) 地域や時代のニーズ、社会的要請などに即した多彩な事業の展開
(ウ) 地域住民が自主的に活動を行うための支援やきっかけづくり
(エ) 地域や地域住民が抱える課題解決のための支援
(オ) 地域住民や地域の様々なリソースと連携した事業の実施及びネットワークづくり

□公会堂

- (ア) 幅広い地域住民が誰でも気軽に集会や行事、文化芸術活動等ができる施設の運営
(イ) 地域住民が公会堂を有効に活用するための支援や助言
(ウ) 公会堂での行事、文化芸術活動等の積極的な情報の発信

イ 利用促進策

(ア) 地区センター

平成26年度の利用者数は年間19万6千人と多くなっています。部屋稼働率も70%程度と高い状況ですが、以下の利用促進策により稼働率や利用者数の一層の向上に努めます。

① 社会的要請や時宜に適った自主事業の展開	・子育てや青少年への支援、担い手の養成等社会的要請による事業や、関心が高く、講座終了後自主的サークルの立上げが期待できる事業を展開するとともに活動が活性化するように支援します。
② 利用しやすい環境の整備	・子育て世帯向けに保育付き事業を、働いている人向けに夜間の事業を充実します。 ・更にサークルお試し会によるマッチングを実施します。
③ 部屋の有効活用	・料理室の料理以外の使用や空き部屋の学習室への転用などの柔軟な利用を可能とします。
④ 地域の教育機関や各種団体等と連携強化	・隣接の保育園や小学校、病院、地域活動ホーム等と連携します。 ・はまっ子ふれあいスクールとの連携による放課後の充実、作業成果の販売、地域活動の担い手の養成等を実施します。
⑤ PR・広報の充実	・広範囲の自治会町内会に「地区センターだより」の回覧や掲示等をお願します。また、自治会未加入のマンション等にも配布します。 ・自主事業のお知らせ等を希望者へ一斉メールで配信するとともに、SNSを活用した情報提供を行います。

(イ) 公会堂

平成26年度の利用者数は約8万8千人で平成22年度を100とすると90と減少しています。以下の利用促進策を行って、利用者の増加を図ります。

① 地区センターとの連携	・公会堂の使い方や催事企画の講座を地区センターで実施します。 ・地区センターで導入予定の高機能カラー印刷機を使用し、催事パンフレットやポスター等の作成の助言・協力をします。 ・地区センター等のサークルが参加する合同発表会を練習も含め公会堂で行います。28年度は「とつか音祭り」の実績を生かし、ダンスサークルによる「ダンス at 戸塚」(仮)を開催する予定です。
② 魅力ある演出・企画の助言・提供	・経験豊かで実績のある「ステージアドバイザー」が講堂の機能を最大限生かした演出や企画のための助言を行います。 ・また、催事開催時には照明・音響等の操作の協力などをします。
③ 事業所・団体等への利用の働きかけ	・事業所や商店、各種団体に入社試験や入社式をはじめとした企業イベントや多彩な文化催事・集会等の公会堂利用を働きかけます。
④ 利用環境の改善	・祝花・飲食物の手配や有料公演の前売りチケットの販売を行い主催者の負担を軽減します。 ・ロビーに待合のイスを増設するとともに、飲料の自動販売機(緊急時対応)を設置し、飲食可能とします。
⑤ 地区センター会議室の予約制限緩和【提案】	以下の提案について区と協議をします。 ・講堂・会議室をすべて予約した団体でさらに控室が必要な場合は、地区センターの会議室を6カ月前から予約できるようにします。 (通常地区センターの会議室は2か月前からの予約)。

(4) 施設の運営計画

ウ 利用料金の設定について

□地区センター

(ア) 利用料金の設定について

① 面積比で設定	原則として横浜市地区センター条例別表第4の金額を基準に各部屋の面積比で設定しました。現行と同料金になります。
② 原則3時間単位	日曜・祝日の開館時間を従来通り、午後6時まで1時間延長し、すべての利用時間帯を3時間として利用しやすくします。ただし、料理室の利用時間帯は2時間とします。
③ 1時間単位の利用	当日申込みに限り、1時間単位での利用を可能とします。
④ 利用回数制限緩和	利用当月になれば、空き部屋を利用回数の制限なく利用できます。

(イ) 利用料金表

室 名	利用料金		備 考
	1利用時間帯 (3時間)	延長(1時間)	
会議室A	1,350円	450円	
会議室B	1,110円	370円	
会議室C	360円	120円	
工芸室	720円	240円	
和室	1,680円	560円	
料理室	560円	280円	2時間単位 料理以外の利用も可
レクホール	690円	230円	

□公会堂

(ア) 利用料金の設定について

① 設定の考え方	現在の利用料金と同額とします。
② 講堂の利用時間区分の変更 【提案】	<p>以下の変更提案について区と協議をします。</p> <p>現行：2区分 昼間（9:00～17:00）、夜間（17:30～22:00） 変更後：3区分 午前（9:00～12:00）、午後（13:00～17:00） 夜間（17:30～22:00）</p> <p>利用促進のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備や後片付け時間が短い催事の場合、使用しない時間帯まで予約をする必要がなくなり料金が低廉となります。 貸出しこマ数が増え、より多くの方々に使用して頂けます。
③ 講堂の料金割引 【提案】	<p>以下の変更提案について区と協議をします。</p> <p>現行：市民は6カ月前から予約可能で予約時期を問わず料金は一律 変更後：利用日の3週間前からの予約は料金を10%割引</p> <p>利用促進のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 直前割引により準備期間が充分に取れない利用者にインセンティブを与え、講堂の稼働率（26年度57.6%）を向上させます。

(イ) 施設使用料金表

室名	施設使用料			
	昼間 (9:00～17:00)		夜間 (17:30～22:00)	昼夜間 (9:00～22:00)
	午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)		
1号会議室	1,400円	1,900円	2,200円	5,500円
2号会議室	800円	1,000円	1,100円	2,900円
講堂	15,000円		14,000円	29,000円

なお、上記の使用料金のほか、次の場合は、現行と同額の割増料金をいただきます。

- ① 使用日が土曜日・日曜日・祝日の場合は規定料金の2割増
- ② 入場料金などを徴収する場合（入場料金などには、有料の前売り券、整理券、出演者から徴収する出演料・参加料等も含みます）
 - ・1,000円以上2,000円未満は5割増
 - ・2,000円以上は10割増
- ③ 付属設備（グランドピアノ・拡声装置・照明・音響装置・映像装置）についても、現在の使用料金と同額とします。

(4) 施設の運営計画

エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

オ 利用者サービス向上の取組

カ ニーズ対応費の使途について（※横浜市戸塚地区センターのみ該当）

エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

(ア) ニーズの把握と反映

- ① 地区センター・公会堂とも、ご意見箱の常設や定期的な満足度調査、自主事業時のアンケートなどにより、広く意見、ニーズ、苦情等を把握し、施設の運営や事業の企画に反映します。
- ② 両施設とも、頂いた意見等に対する返事や回答を館内に掲示するとともに、挨拶や声掛けなどで利用者とのコミュニケーションを積極的に図り、風通しの良い関係を構築します。
- ③ 地区センターは、地域団体や利用者代表で組織する運営委員会や利用者会議の開催及び自治会・町内会の行事等への参加などにより地域のニーズや特性の把握に努めます。公会堂でも利用者の皆様と直接意見交換できる場として利用者会議を開催します。

(イ) 地区センターの運営に反映した主な取り組み

- ① 日曜・祝日の開館時間を午後 6 時まで 1 時間延長しました。
- ② パソコンによる受付システムにより手続きを迅速化し、待ち時間を短縮しました。
- ③ また、2か月先までの部屋の予約状況を当日に情報提供を可能としました。

オ 利用者サービス向上の取組

(ア) 地区センター

① 申込・予約の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座等自主事業の申し込みを、内容に応じ、インターネットでも可能とします。 ・ 部屋利用の抽選（2か月前）の申し込みをインターネットでも可能とします。（モデル実施）
② インターネット関連の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部屋でインターネットが可能な環境を引き続き維持します。 ・ SNSを活用して時宜に適った話題を提供します。
③ 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ サークルや各種講座指導者の最新情報を地区センター単位できめ細かく、顔の見える関係で提供します。 ・ 希望者への一斉メールによる自主事業のお知らせを実施します。
④ バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内等の外国語表記・点字表記及び段差の解消等を進めます。 ・ トイレのシャワートイレ及び非常通報装置の設置を進めます。
⑤ 活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新型高性能カラー印刷機を導入し、印刷代の値下げやチラシの作成支援等を実施します。
⑥ 緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機を緊急時対応ベンダーに変更します。
⑦ 保育付き事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て中の保護者の参加を促進するため、保育付き事業を充実します。
⑧ 全施設対象の 公益事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会管理施設全体で利用者や区民が参加する公益事業を展開し、交流や絆づくりを進めます。

(イ) 公会堂

① 申込・予約・解約手続きの改善	<ul style="list-style-type: none"> 地区センターで効果を発揮している受付システムを導入し、迅速な手続きによりお客様をお待たせしない窓口対応をします。 公会堂と地区センターの受付窓口を一か所に一本化します。 解約時の返金を振込以外にも窓口での現金対応も可能にします。 利用の抽選（6か月前、3か月前）の申し込みを電話、ファックスでも可能とします。インターネットについても試行します。
② インターネット関連の整備	<ul style="list-style-type: none"> 会議室でインターネットの利用が可能な環境を整えます。 SNSを活用して時宜に適った話題を提供します。
③ 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ホームページを作成し、利用案内、予約状況、催事カレンダー等をUPするとともに、舞台図面のダウンロードを可能とします。 ロビーに市内・区内の催事のパンフレットを配架し、文化芸術活動の総合的な情報を提供します。 公会堂の催事ポスター・チラシを地区センターに掲示等します。
④ バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> 案内等の外国語表記・点字表記及び段差の解消等を進めます。 トイレの洋式化とシャワートイレ・非常通報装置を設置します。
⑤ 活動支援	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット等の高性能カラー印刷機での制作を案内します。
⑥ 緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機の緊急時対応型を設置します。
⑦ ステージアドバイザーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ベテランの相談係「ステージアドバイザー」を配置して、利用者に舞台照明・音響のアドバイスと実施の際の協力をします。
⑧ 機器操作講習会の開催と専門家の育成	<ul style="list-style-type: none"> 「ステージアドバイザー」を講師として利用者を対象とした機器操作の講習会を開催します。 講習会修了者の人材バンクを作り、他の団体の公演時に協力していただくシステムを作ります。
⑨ 代行サービス	<ul style="list-style-type: none"> 祝花・飲食物の手配の代行や有料公演の際には公会堂受付で前売りチケットの販売をします。
⑩ 予約制限緩和【提案】	<ul style="list-style-type: none"> 公会堂の全施設利用者は地区センター会議室を6か月前から予約可能とします。
⑪ 時間区分変更【提案】	<ul style="list-style-type: none"> 講堂の利用時間区分を2区分から3区分とします。
⑫ 料金割引【提案】	<ul style="list-style-type: none"> 講堂の利用日の3週間前からの予約は料金を10%割引します。

カ ニーズ対応費の使途について（地区センターのみ該当）

利用料金収入見込み額の1/3を、利用者のサービスや利便性の向上のために活用します。

(ア) 物品の購入：利用者用のテーブルやラケット等利用者用備品・消耗品の購入

(イ) 設備・物品の補修等：トイレのシャワートイレ等の設置、畳・襖の張り替え等

(ウ) 施設整備：案内等の外国語表記・点字表記、バリアフリー化（段差の解消等）

(エ) 人件費：日曜・祝日の開館時間延長分のスタッフ人件費

(オ) 事業費：わいわいキッズデイ等まつりの開催や予算外の自主事業の開催にかかる経費

(4) 施設の運営計画

キ 本市重要施策に対する取組

(ア) 情報公開

協会は、横浜市の「情報公開に関する標準規程」に準拠して制定した「情報公開規程」に基づき、適正に情報の公開に努め、区民の皆様の知る権利に応え、信頼性・透明性を確保します。また、ホームページ等で事業や施設の概要、事業計画、事業報告、第三者評価等の情報を積極的に提供しています。

なお、常日頃から、地区センターだよりやチラシなどの町内会回覧や他施設への配架など広報等に努めており、公会堂もホームページや公会堂だよりなどにより周知を図ります。

(イ) 人権尊重

横浜市人権施策基本指針(改訂版)に、地域団体及び事業者に対して、研修・啓発や当事者の参画の促進、地域の中での人権感覚の醸成、就職差別の解消、誰もが働きやすい職場づくりなどに取り組むことが期待されています。

そのため、協会の全職員・スタッフが人権感覚を身に付け、人権に配慮した対応ができるように、横浜市や戸塚区が主催している人権啓発研修に参加するとともに、地区センターにおいても館長が外部講師や人権啓発ビデオ等を活用し人権研修を実施しています。公会堂でも同様に人権研修を実施していきます。

事業の実施や職員・スタッフの採用の際にも人権に配慮し公平・公正に行うとともに、差別のない風通しの良い職場づくりに努めています。

今後は、館内外の案内表示の外国語表記や点字表記を進めるとともに、指定管理者として可能な範囲で施設のバリアフリー化に取り組み、誰もが気軽に不自由なく使える施設を目指します。

(ウ) 市内中小企業優先発注

横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、指定管理者においても市内中小企業への優先発注が求められています。

そのため、修繕等の発注や物品及び役務の調達等にあたっては、横浜市の物品調達や委託契約の有資格者名簿に登録されている企業のうち、横浜市内の中小業者、特に地元の戸塚区内業者に優先的に発注するよう心掛けています。

なお、優先発注をするにあたっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争、契約の適正な履行の確保に留意します。

(エ) 環境への配慮

横浜市中期 4 か年計画の戦略 2 「横浜の経済的発展とエネルギー循環都市の実現」の具体的な施策として、節電や省エネ等環境行動の実践、リデュースを中心とした 3R 行動の実践、事業者によるごみの減量化と分別の徹底などが盛り込まれています。

これらの施策に地区センターも積極的に取り組んでおり、具体的にはごみゼロ推進委員を配置し、ごみの分別を徹底し、リデュース、リユース、リサイクルに努めています。

ごみの回収は、横浜市が事業者向けに行っている、分別を徹底したごみゼロルート回収を活用しています。なお、利用者のごみは利用者に持ち帰っていただいています。

室内の温度設定を厳守し、電気器具等の電源スイッチはこまめに入り切りしています。夏季は、窓や扉を開けるなど換気に心掛けています。

また、消耗品や備品は丁寧に無駄のない使用を心掛けるとともに、再生紙や裏紙の使用、両面コピーを徹底しています。夏はクールビズで業務を行っています。

水の使用に関しては、利用者にも節水を呼びかけ使用量の削減に努めています。

公会堂においても、以上の考え方を踏襲し行動します。

(オ) 子育て支援、子ども・若者の育成

横浜市中期 4 か年計画の戦略 1 「あらゆる人が力を発揮できるまちづくり」の中で、最初に取り上げられた次の項目について真摯に取り組みます。

① 子育て支援

「切れ目のない子ども・子育て支援」として、地域における子育て支援の場や機会の充実、留守家庭児童のための放課後の居場所づくり等の推進が記載されています。

地区センターでは、親子がふれあい、愛情と信頼関係を育むための事業や保護者同士の交流事業などを地域の子育て支援団体や保育園等と連携し積極的に展開します。

また、横浜市では、放課後キッズクラブの整備を進めるなど、放課後の児童の居場所づくりを進めていますが、地区センターでも、キッズクラブ等と連携した事業を開催し、放課後の居場所の充実に取り組みます。

② 子ども・若者の育成

「たくましく生き抜く力を育む教育と若者の自立支援」として、子ども・青少年の健全育成に向けた支援、困難を抱える子ども・若者への支援等に取り組むとされています。

地区センターでは、様々な体験やスポーツ、学習を通じた子ども向けの健全育成事業を地域の方々の協力を得ながら展開します。困難を抱える子ども・若者へは、学習支援や居場所の提供、更には、地域の方々との連携を密にし、地域全体で子どもたちを育むことができる取組を推進します。

公会堂においても、地域の児童・生徒の活動や発表の場として健全育成の一翼を担うべく、関係機関や地域の支援団体等と連携しながら管理運営を進めていきます。

(5) 自主事業計画（※横浜市戸塚地区センターのみ該当）

ア 自主事業計画の基本的な考え方

- (ア) 地域住民の参加により相互交流を深め、新たな地域コミュニティやグループを形成していただくことを目的に自主事業を実施します。
- (イ) 一方、社会状況の変化により地域ニーズや課題も多様化しており、今後は、住民が活動に参加し相互交流に至るための環境づくりや地域の一員として健全に生活するための支援も重要と考えます。
- (ウ) そのため、地域の特性やニーズを見極めつつ、生涯学習や健康を中心とした事業に加えて、子育て支援や青少年の居場所づくり、困難を抱える青少年への支援など今日的な課題の解決に向けても鋭意取り組みます。
- (エ) なお、自主事業の実施にあたっては地域の人材や団体等との連携を基本としますが、今後はCSRなども活用し、コスト削減を図りつつ幅広くニーズに応えていきます。

イ 特徴、独自性

(ア) 地域の特性を生かした事業の展開	近年でもマンション建設が進み多様性に富んだ住民が暮らす地域であること、交通のアクセスや商業施設等が多く利便性が良いという地域特性を生かして生涯学習を支援します。比較的新しい住民の割合が高い地域であり、若者向け事業や世代間の交流事業を充実します。 予定講座「初心者でもできるベランダ菜園」「和菓子づくり教室」「ダイエットヨガ」「川柳教室」「こども向け実験教室」「若者のためのボランティア入門」「三世代対抗将棋大会」等
(イ) 自主的サークルの設立が期待できる事業の実施	自主事業の講座終了後に、参加者によるサークルが立ち上がり自主的に運営されることにより、地域コミュニティの形成や地区センターの施設利用の促進が期待できます。 予定講座「男性料理教室」「クロスステッチ」「パン教室」「リラックスヨガ」等
(ウ) 子育て支援の充実	育児不安の解消や保護者同士の交流の促進のため、区や近隣の保育園、子育て支援機関と連携し支援事業を開催します。また、保育付き事業や親子で参加できる事業を充実します。 予定講座「わいわいキッズデイ」「赤ちゃんビクス」「親子DEリズム」「親子で楽しむヨガ」「ママのためのフラダンス」「親子おたのしみ会」「ママのためのおしゃべりサロン」等
(エ) 今日的課題の解決に向けた取組	放課後の児童・生徒の居場所や貧困等困難を抱える青少年への対応が課題となっていることから、小中学校や区、支援団体等と連携し、支援事業や担い手の養成講座に取り組みます。 予定講座「こどものイキイキ遊び場」「こどもに寄り添うボランティア養成講座」「こどもを元気にする居場所づくり」等

(オ) 自然豊かで安全に過ごすための取組	<p>区民全体の願いでもある、美しい環境を未来に引き継ぐための講座や甚大な被害をもたらす自然災害への備えや悪徳商法などから身を守る講座を開催します。</p> <p>予定講座「これから地球のことを考えてみよう～地球温暖化と私たち」「いざという時の防災・減災講座」「救命救急講習会」「振り込め詐欺を防ごう」「保護者向けケータイ教室～子供たちのケータイ・トラブル対策講座～」等</p>
(カ) 公会堂との連携	<p>公会堂の使い方や催事企画の講座の実施や地区センターで導入予定の高性能力ラー印刷機を使用し、公会堂で開催する催事パンフレットやポスター等の作成の助言・協力をします。また、平成26年度に実施した区民参加型イベント「とつか音祭り」のノウハウを生かし、地区センター等のダンスサークルが出演する催事を、公会堂をメイン会場にして開催します。</p> <p>予定講座「ダンス祭り at 戸塚（仮）」「戸塚公会堂でのイベント作法」等</p>
(キ) 図書館との連携	<p>小学生を対象に戸塚地区センターをより身近に感じてもらえるように図書館と連携した事業を行います。</p> <p>予定講座「かんたんランチづくり＆調べ学習の達人になる」「絵本に出てくる料理を作ってみよう」「戸塚ポンプ場と戸塚センター見学会」等</p>
(ク) ホームページによるサークル情報の発信の取組	<p>戸塚地区センターでは各部屋でインターネットを利用できる環境を整備しているので、これを活用してホームページを作成する講座を開催します。サークルのホームページを作成して情報を広く発信することにより、サークルの活動が活性化し、参加者の増加も期待できます。</p> <p>予定講座「ホームページを作ってみよう」等</p>
(ケ) 公会堂の取組	<p>公会堂をより有効に活用していただき、レベルの高い舞台を作っていただけるように利用者を対象とした研修会を開催します。</p> <p>予定講座「ステージアドバイザーによる一步進んだ舞台技術研修会」等</p>
(コ) 協会全体での取組	<p>当協会が管理する施設全体で、区民との交流、生涯学習の成果発表、施設紹介等を目的にイベント等を実施します。施設利用の有無にかかわらず、地域の方々が参加できる公益性の高い事業を地域の様々な団体と連携して行います。</p> <p>実施例「サークル発表交流祭り」「とつか音祭り：神奈川フィルとの共演」「サッカーパブリックビューイング」等</p> <p>予定催事「ダンス祭り at 戸塚（仮称）」「東京五輪・パラリンピックパブリックビューイング」等</p>

ウ 実現性

長年培ってきたノウハウや実績及び地域や行政とのつながりに加え、公益法人としての信頼に基づき、内容を十分検討し確実に実施していきます。また、必要に応じて運営委員会にも理解と協力を求めていきます。更に、参加者募集のため事業内容や開催の意義等を広く周知します。

(6) 施設の維持管理計画

指定管理業務仕様書及び法令に基づく、専門業者による施設の維持管理及び保守点検に加え、職員・スタッフの日常的なこまめな巡回点検、清掃、修繕等により施設の長寿命化を図ります。なお、専門業者への委託は全指定期間一括委託や入札等により経済性や透明性を確保します。

ア 建物・設備等の保守管理

- (ア) 保守点検等業務は、原則専門業者に委託し、日常の巡回点検等は職員が行います。
- (イ) 故障や異常が生じてもすべての職員が初期対応できるようにマニュアルを整備し研修を随時行います。なお、業者とは即応体制ができる内容の契約とします。
- (ウ) 保守管理の内容

	設備巡回点検管理	設備巡回点検	年12回/毎月
電気・機械	空調機保守点検及び冷暖房機器保守点検	中央監視装置、チラー、氷蓄熱槽点検	年3回
	電気設備点検(高圧受電以上)	保守点検	年12回/毎月
	電気工作物保安管理	定期点検	年1回
	公会堂講堂の照明設備	定期点検	年2回
	公会堂講堂の音響設備	定期点検	年2回
衛生等	受水槽清掃		年1回
	飲料水水質検査		年2回/半年毎
	害虫駆除		年4回/3か月毎
建物等	消防用設備点検	定期点検	年2回/半年毎
	非常用発電機点検	定期点検	年2回/半年毎
	昇降機点検	定期点検 フルメンテナンス	年12回/毎月
	自動ドア点検	定期点検	年6回/2か月毎
	機械警備点検		年12回/毎月
	公会堂講堂の舞台設備	定期点検	年2回
	公会堂のピアノ	保守点検、調律	各年2回

イ 補修計画

施設が老朽化しており、できるだけ低コストで長寿命化を図るために次のとおり対応します。

- (ア) 施設全体の補修計画を策定し、優先順位に従い効率的に補修を行います。
- 特に傷みやすい地区センター・レクホールの床や公会堂・舞台の床の補修、緞帳のクリーニングなどを指定管理の期間内に計画的に順次実施します。
- (イ) 修繕箇所の早期発見・早期対応により大規模な修繕になることを未然に防止します。
- (ウ) 規定額(60万円未満)の修繕は当方の費用負担と責任において迅速かつ適切に対応します。
- (エ) 市が行う大規模改修時には、効率的かつ効果的な執行ができるよう全面的に協力します。

(オ) 【設備更新の提案】

- ① 公会堂の**1号会議室**に設置されているグランドピアノは老朽化により補修に過分の費用を要すると見込まれますので、アップライトピアノを含む**新しいピアノの購入**を提案します。
- ・1号会議室はグランドピアノが設置され、合唱等の練習に多く利用されています。
 - ・しかしながら、弦やハンマーフェルト等が老朽化しており、十分な音色を出すことができません。この補修のためには過分の費用を要すると見込まれます。
 - ・1号会議室のピアノの利用は練習が中心であることからセミコンサートサイズのグランドピアノである必要はないと考えられますので、アップライトピアノを含む**新しいピアノの購入**を提案します。
- ② このほか、**ピアノ運搬台車の破損修理、舞台の吊物用カウンターウエイトの設置**などは利用者の安全のためにも必要ですので、修理ならびに購入を提案します。

ウ 清掃計画

(ア) トイレや廊下など共用部分の日常清掃は業者が、諸室の内部はスタッフが清掃を毎日実施します。

(イ) 定期清掃は休館日に業者が行います。

床清掃（洗浄・ワックス）	年6回/隔月	全面ガラス清掃	年4回/3か月毎
カーペット清掃	年4回/3か月毎	雑排水管清掃	年1回

エ 外溝植栽等管理計画

(ア) 剪定や草刈は業者が年1回実施します。軽易な剪定・植栽等は職員等が行います。

オ 保安警備計画

(ア) 開館時は職員・スタッフが利用者の安全確保に努めます。

(イ) 閉館時は警備会社に委託して機械警備を実施します。

(ウ) 出入口や目の届かないところには24時間録画可能な防犯カメラを設置しています。

今後は公会堂にも防犯カメラを設置して広く監視できるようにします。

(エ) 近隣の交番や警察署と常時情報を交換し、必要に応じてパトロールをお願いします。

カ 効率化の工夫

(ア) 戸塚地区センター・戸塚公会堂は、戸塚図書館との合築施設であり、3施設共有設備の保守点検や清掃等の委託に関しては、主管理者である戸塚地区センターにおいて取りまとめて契約と執行管理を行っています。

(イ) 戸塚地区センターは施設全体の維持管理を一元的、計画的に行うことによって効率的に執行しています。

(ウ) 日々の点検により故障や不具合を早期に発見することで、大規模修繕にいたる前に軽微な修繕により施設・設備の長寿命化と経費の節減を図っています。

(エ) 職員・スタッフにおいて処理できる簡単な修繕、清掃や剪定は休館日等に自前で行います。

(オ) 緊急を要する修繕以外は、インターネットの活用や適正な見積もり合わせを行い、安価で的確な発注を行っています。

(7) 収支計画(収入計画)

- ア 収入計画の考え方について
イ 増収策について

ア 収入計画の考え方について

(ア) 基本的考え方

- ① 安定的な運営や効果的な活動を実施していくために必要な収入を適正に確保します。
- ② 公益目的事業においては収支相償に基づき支出に見合った収入を確保します。
- ③ 利用料金収入、自主事業収入、雑収入の増収に努めます。
- ④ 収益事業の利益の50%は公益目的事業の収入に繰り入れます。
- ⑤ 自主事業への助成金や企業協賛及び公益法人の利点を生かした寄付金の導入に努めます。

(イ) 特徴、独立性、実現性

- ① 公益目的事業は、収支相償の原則により剰余金は発生させず、公益事業に還元します。
- ② 利用料金収入は、地区センター料理室の料理以外での使用や公会堂会議室の企業利用のPR等の利用促進策により稼働率を上げることによって増収を図ります。
- ③ 自主事業収入は、公益法人として、より多くの参加を促すために極力参加費を下げて実施します。そのため、参加者数の増加に比例した大幅な増収は想定していません。
- ④ 当協会は、個人及び法人からの寄付金が税法上の寄付金控除の対象となります。
- ⑤ 協会管理施設全体で、利用者や区民との交流を促進する公益事業を実施するために特定費用準備資金を積み立てて事業資金を確保します。

イ 増収策について

(ア) 過去5年の収入の推移(決算額)

□地区センター

単位:円、()内は平成22年度値を100とした指標

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定管理料	76,888,000(100)	73,487,000(96)	73,487,000(96)	73,487,000(96)	75,745,000(99)
利用料金収入	4,950,740(100)	5,369,910(108)	5,540,810(112)	5,185,530(105)	5,226,060(106)
自主事業収入	798,710(100)	832,620(104)	830,150(104)	719,820(90)	1,082,780(136)
雑収入	1,417,657(100)	1,925,775(136)	2,057,541(145)	2,007,335(142)	1,999,833(141)

・利用料金収入及び雑収入は平成24年度をピークに若干減少していますが、これは平成25年度に戸塚区役所内に多目的スペースが開業した影響と思われます。

□公会堂

単位:円、()内は平成22年度値を100とした指標

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用料金収入	9,604,486(100)	9,443,278(98)	10,518,378(110)	10,352,836(108)	10,832,324(113)

・利用料金収入は平成25年度にさくらプラザがオープンした影響で一旦減少しましたが平成26年度には回復しており、両施設の利用の棲み分けがされているものと思われます。

(イ) 増収目標及び増収策

① 利用料金収入	<p>□地区センターは次期指定期間中に今期間中の決算額の最高値と同様になるよう、毎年度 1～2%の増収を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録団体や近隣の地域の団体に積極的に利用を勧めたり、地区センターとの協働事業の実施を働きかけたりするなど稼働率の向上を図ります。 料理室の料理以外での利用も促進します。 自主事業の終了後に、引き続き参加者による独自サークルの設立が期待できる事業を展開し、稼働率向上につなげます。 地域における子育て支援や青少年支援などを横浜市の補助金を受けて活動している団体と連携して事業を実施します。補助金に賃借料等が含まれており、活動場所を提供することにより利用料金の増収につながります。 引き続き、当日申込の1時間単位利用など柔軟な対応をします。 <p>□公会堂は次期指定期間中に10%程度の増収を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内の団体、企業への働きかけや地区センターと一体利用を進めることにより稼働率の向上を図ります。
② 自主事業収入	<p>年 1%の増収を見込みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困率が社会問題となる中、青少年支援等の事業は原則参加無料とします。 他の自主事業に関しても、極力参加しやすい価格設定とします。 ニーズに即した魅力ある自主事業の展開により、参加者を増やして増収を見込みます。
③ 雑収入	<p>□地区センターは指定管理3年目には24年度の実績を上回るよう年2%の増収を見込みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益法人のメリットを生かし寄付金を募集します。 自主事業や研修等に積極的に国等の助成金や企業協賛を導入します。 企業等の広告についてホームページのバナーや館内外の掲示場所等について柔軟に対応し、広告収入を増やします。 最新型高性能カラー印刷機を導入し、様々な付加価値を加えて印刷代収入を向上させます。 <p>□公会堂はホールに自動販売機の設置や広告の掲示を認めることにより、収入を増加させます。</p>
④ 増収についての提案	<p>駐車場（地区センター・公会堂・図書館の戸塚センター全体で供用）の有料化の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在無料の駐車場を有料化できるように手法も含め区と協議をします。 増収だけではなく、駐車場の秩序ある使用にも繋がります。 有料化した場合、現段階の単純な試算では、機器のリース料等の経費を差し引いて、年間 200万円程度の増収が見込まれます。 34台 3時間30分で200円/台

(7) 収支計画(支出計画)
ウ 支出計画の考え方について

(ア) 基本的な考え方

- ① 安定的な運営及び効果的な活動に不可欠な経費を節減に努めながら適切に支出します。
- ② 常に、コストパフォーマンスを意識し効率的かつ効果的な支出に努めます。
- ③ 法令に違反することなく必要な経費及び租税公課等を適切に支出します。
- ④ 契約に際しては市内中小企業を優先に、公平・公正に競争性を導入して遂行します。

(イ) 特徴、独自性、実現性

- ① 公益目的事業においては、不足や剩余金が発生しない収支相償の原則に基づき支出します。
- ② 協会全体のスケールメリットを生かし、大量購入や一括発注等経費の節減に努めます。
- ③ 適切な経費の執行は、公益法人の監督官庁である神奈川県の指導により担保されています。

(ウ) 経費の支出及び削減

① 光熱水費	<ul style="list-style-type: none">・空調機の適切な温度設定や換気、こまめな消灯、LEDなどの省エネ器具の交換に努めます。・機器の日頃の清掃・メンテナンスを適切に実施し、効率的な運転状態を維持します。・節水便器を導入し、水の使用を抑制します。
② 人件費	<ul style="list-style-type: none">・通常時や繁忙時に応じて柔軟にシフトを組むことによりスタッフの人件費を抑えます。・館長・副館長は、地区センターと公会堂を一体として管理するに当たり、1箇月単位の変形労働時間制により柔軟なシフトを組むことにより、時間外労働を極力抑制します。やむを得ない場合は労基法に基づき適正に支払います。・最低賃金や法定福利費、割増賃金等、最低賃金法や労働基準法など法令を遵守します。
③ 事務費	<ul style="list-style-type: none">・消耗品・備品については可能な限り協会で他の管理施設の分も含めて一括発注します。・備品についても長寿命化のために日頃からのこまめなメンテナンスに心掛けます。

④ 管理費	<ul style="list-style-type: none">各館共通の設備保守や清掃等の管理契約は可能な範囲で事務局が一括・長期契約をします。契約に際しては入札や2社以上からの見積もり徴収など競争性を導入します。築37年が経過しており、修繕箇所の早期発見・早期対応で修繕費がかさむ前に善処していきます。公会堂、地区センター、図書館が併設されている戸塚センター全体で維持修繕を計画的に行うことにより、類似の工事を繰り返し行わないようにします。
⑤ 自主事業	<ul style="list-style-type: none">原則として材料費・講師謝金・傷害保険料を参加者に負担していただきます。より多くの方が参加できるよう、講師謝金の一部を当方で負担する場合もあります。事業の企画にあたりCSRなどを活用し、コスト削減を図ります。